

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局企業職員勤務規程及び新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員勤務規程及び新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程
(新潟県企業局企業職員勤務規程の一部改正)

第1条 新潟県企業局企業職員勤務規程(平成7年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第21条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(在外勤務等同行休業)</u></p> <p>第21条 <u>職員(条件付採用期間中の者を除く。以下同じ。)</u>が、その配偶者である職員であって次に掲げる勤務等(原則として1年以上のものに限る。以下「<u>在外勤務等</u>」という。)のため外国に派遣されるもの(企業局長がこれに準ずると認めるものを含む。)と外国において同居する場合において在外勤務等の期間の範囲内で企業局長が認める期間、在外勤務等同行休業をすることができる。</p> <p>(1) <u>外国での勤務</u></p> <p>(2) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第2号)第2条第1項各号に掲げる外国の機関における業務</u></p> <p>(3) <u>在外教育施設(外国に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で、本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。)における教育業務</u></p> <p>(4) <u>外国の機関等における研修(企業局長が別に定めるものに限る。)</u></p> <p>2 <u>在外勤務等同行休業の承認を受けた職員は、休業の間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。</u></p>

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第6条の2までに規定するもののほか、</p>	<p>第2条 職員の給与は、次項、<u>第3項</u>及び第3条から第6条の2までに規定するもののほか、一般職</p>

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

5 (略)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万5,700円とする。

5～10 (略)

の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

5 (略)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万5,700円とする。

5～10 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。